

平成 30 年 2 月 6 日

保木健次

実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」の公開草案に対する意見について

私は、貴委員会による実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表に向けた取組みに敬意を表するとともに、これに対して、以下のとおりコメントを提出いたします。

私は、資金決済法における仮想通貨の会計処理等について、想定する適用企業や論点を限定した上で実務上の取扱いを「当面の取扱い」として早期に明確化しようとする取組みを支持します。ただし、私は、本実務対応報告(案)の最終化に当たって、最近の動向を踏まえ、以下の点について追記することを提案します。

仮想通貨のベンチマーク(基準となる指標)を時価として使用することについて

本公開草案第 9 項では、仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取引の対象とされている仮想通貨の取引価格を用いる場合、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を仮想通貨の期末評価において用いるとされています。

仮想通貨の中には取引量が多くないため、取引所や販売所によって大きく乖離する価格情報が提供されるケースも少なくありません。また、公開草案においても、現時点において、海外も含めた各仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引量を網羅的に把握することは困難である旨が指摘されています(第 48 項)。このため、仮に複数の仮想通貨取引所が提示する価格を一定の算式によって加重平均する等して得られる価格情報(基準となる指標)がある場合、当該価格情報は仮想通貨の「時価」をより適切に反映したものになる可能性が高いと考えられます。

この点、2018 年 2 月 6 日に、日本経済新聞社グループの金融情報サービス会社である QUICK 社から、仮想通貨のベンチマーク(基準となる指標)の開発に向けて、3 月を目途に仮想通貨事業者、金融、会計、法律などの専門家を集めた「仮想通貨ベンチマーク研究会(仮称)」を設置して検討を進め、資産評価のためのベンチマークを開発する予定が公表されています¹。

このような背景を踏まえ、私は、仮に仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が今後開発される場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができるよう検討を進める旨を「結論の背景」において記載することを提案します。なお、検討の結果、本実務対応報告の見直しを行う場合、第 10 項に、「一定のデュー・プロセスを経て作成され、広く認められている基準となる指標がある場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができる」旨について追記することが考えられます。

上記コメントが貴委員会における今後の審議に資することを期待します。

以上

¹ <http://corporate.quick.co.jp/news/?post=3646>